

○ 信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる中小企業等協同組合法第九條の八第二項第十二号及び第九條の九第五項の規定により行う同法第九條の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件（平成十八年金融庁告示第三十九号）

改正案	現行
<p>中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の二第一項第二号及び同条第二項第二号の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九條の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証をそれぞれ次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>第一条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（次条において「府令」という。）</p> <p>第一条の二第一項第二号に規定する信用協同組合が行うことができる中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、国民生活金融公庫、信用協同組合連合会又は平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第五号から第十一号までを除く。）に</p>	<p>中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の二第一項第二号及び同条第二項第二号の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第五項の規定により行う同法第九條の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証をそれぞれ次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>第一条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（次条において「府令」という。）</p> <p>第一条の二第一項第二号に規定する信用協同組合が行うことができる中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、国民生活金融公庫、信用協同組合連合会又は平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第五号から第十一号までを除く。）に</p>

掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。

第二条 府令第一条の二第二項第二号に規定する信用協同組合連合会が行うことができる法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、国民生活金融公庫又は告示第二条各号（第五号から第十一号までを除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。

掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。

第二条 府令第一条の二第二項第二号に規定する信用協同組合連合会が行うことができる法第九条の九第五項の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、国民生活金融公庫又は告示第二条各号（第五号から第十一号までを除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。